

第12回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM12）の結果について

平成22年5月
環 境 省

- 第12回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM12）を、5月22～23日、北海道千歳市及び苫小牧市にて開催。
- 我が国からは小沢鋭仁環境大臣が出席。
- 会合の結果、①今後5カ年の3カ国の環境協力について10の分野毎に目的と行動を示した「三カ国共同行動計画」及び②「共同コミュニケ」を採択。①については、5月29～30日の日中韓サミットに報告される予定。

1. 目的

日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM¹)は、北東アジアの中核である日本・中国・韓国の三カ国の環境大臣が一堂に会し、本地域及び地球規模の環境問題に関する対話を行い、協力関係を強化するため、1999年(平成11年)から毎年開催されている。

2. 日程： 平成22年5月22日（土）～5月23日（日）

3. 開催場所： 北海道千歳市（22日、日中・日韓・中韓環境大臣バイ会談）
苫小牧市（23日、三カ国環境大臣会合）

¹ TEMM(テム): Tripartite Environment Ministers Meeting

4. 主な出席者： 日本 小沢 鋭仁 環境大臣
中国 周 生賢（しゅう・せいけん）環境保護部長
韓国 李 萬儀（イ・マニ）環境部長官

5. 日中及び日韓環境大臣バイ会談の概要（5月22日）

（1）総論 [日中、日韓共通]

- ・ 小沢環境大臣より、東アジア共同体構想の実現に向けて環境分野での協力が中核的な役割を果たすべきこと、日中韓が協力して、アジアで低炭素社会（「東アジア低炭素共同体」）、低公害社会、循環型社会を実現すべく連携していきたい旨を申し入れたところ、中国側及び韓国側それぞれから賛同が得られ、中長期的に協力を進めていくことで合意した。
- ・ 小沢環境大臣より、越境汚染（黄砂、広域大気汚染、海洋ゴミ）対策、特に発生源対策の強化を申し入れたところ、賛意が示され、具体的な取組を進めることとなった。
- ・ 気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16：本年11月～12月、メキシコ・カンクン）及び生物多様性条約第10回締約国会議（COP10：本年10月、愛知県名古屋市）の成功に向けた協力を確認した。

（2）日中環境大臣バイ会談

- ・ 気候変動について、小沢環境大臣より、中国側に温室効果ガスの排出量のピークアウトの時期を早急に示し、排出削減を進めるように申し入れたと

ころ、中国側からは対策を積極的に進めるとともに、ピークアウトの時期については現在状況を分析中であること、いずれピークアウトの時期を示す意思があることが表明された。

- ・ 越境汚染について、小沢環境大臣より、日中韓三カ国の黄砂発生源対策に係る作業部会及び光化学オキシダントに係るワークショップの中国開催を要請したところ、中国側は承諾した。なお、黄砂については、要請があれば、植林・植草などについては気候変動対策に資することから、鳩山イニシアティブを活用した協力を検討する用意があることを申し入れた。

(3) 日韓環境大臣バイ会談

- ・ 気候変動について、韓国側より、2012年に予定される気候変動枠組条約COP18の韓国開催への支持が要請された。小沢環境大臣としては韓国を積極的に支持していきたい旨述べた。また、排出量取引制度について、二国間で情報交換を進めることに合意した。
- ・ 越境汚染について、協力を強化することに合意した。特に海洋ゴミについては、韓国側より発生源対策を強化していくことが表明された。
- ・ 韓国側より、「四大河川再生事業」（漢江、洛東江、錦江、榮山江で気候変動への適応、洪水対策、水質改善、生態系回復等を実施中）が紹介され、協力を要請された。小沢環境大臣より、積極的に協力していきたい旨を回答した。

6. 三カ国環境大臣会合の概要（5月23日）

小沢環境大臣が議長を務め、各国の環境政策の進展、地球規模及び地域のチャレンジについて討議を行い（議事次第：別添1）、「環境協力に係る三カ国共同行動計画」（別添2）及び「共同コミュニケ」（別添3）が採択された。共同行動計画については、5月29~30日の第3回日中韓サミット（韓国・済州島）において、韓国側より報告される見込みである。

その他の主な議論は以下のとおり。

- ・ 前日のバイ会談の結果も踏まえ、日中韓三カ国環境大臣会合として、①東アジア共同体構想の実現に向けて環境分野での協力が中核的な役割を果たすべきこと、②日中韓が協力して、アジアで低炭素社会（「東アジア低炭素共同体」）、低公害社会、循環型社会を実現すべく中長期的に協力を進めていくことで合意した。具体的な活動については、今後事務レベルで検討を進めることとされた。
- ・ 小沢環境大臣からの要請を踏まえ、黄砂、光化学オキシダント、酸性雨、海洋ゴミなど越境汚染の分野での協力と対策を強化することが合意された。特に、黄砂の発生源対策に係る作業部会と、光化学オキシダントに係るワークショップを、中国が開催されることとなった。
- ・ 次回会合は、来年韓国で開催されることとなった。その際、三カ国の学生や産業界の代表の参画を得て、広く意見交換をすることに合意された。

第 12 回日中韓三ヵ国環境大臣会合 議事次第

(平成 22 年 5 月 23 日、北海道)

09:00~12:10 日中韓三ヵ国環境大臣会合 (議長・小沢大臣)

- ・ 議題1 開会・各国の環境政策の進展
- ・ 議題2 地球規模及び地域のチャレンジ
- ・ 議題3 三ヵ国共同行動計画の採択

12:25~13:00 署名式・共同記者会見

13:10~15:05 北海道主催昼食会 (北海道知事、千歳市長、苫小牧市長)

15:25~16:05 現地視察 (ウトナイ湖野生鳥獣保護センター)、閉会

(白紙)

環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画（仮訳）

第 1 章 日中韓の環境協力戦略

1. 序言

1. 日本、中国、韓国は同じ北東アジアに位置し、大気、海洋、自然環境を共有している。近年、北東アジアは急速な経済発展を遂げ、更なる成長が期待されているが、それと同時に、様々な環境問題が顕在化し、グリーン成長やグリーン経済などのイニシアティブを通していかに持続可能な開発を実現するかが重要な課題となっている。三カ国の経済・社会の状況は大きく異なるが、各国の状況を考慮に入れつつ、国家・地域・地球規模の環境問題に対処しなければならないという課題は共通している。
2. このため、三カ国は 1999 年より日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）を開催して三カ国の環境協力をスタートした。三カ国はこれまでに様々な国内、地域及び地球規模の環境問題に関して情報交換、共同研究や共同プロジェクトなどを含む協力を推進し実施し、地域の環境管理において主導的な役割を果たすとともに、地球規模での環境改善に貢献してきた。
3. 2009 年 6 月に北京で開催された TEMM 11 において、三カ国の環境大臣は、今後の三カ国の環境協力の優先分野として、次節に掲げる 10 分野に合意した。これを踏まえ、三カ国の首脳は、2009 年 10 月に北京で開催された第 2 回日中韓サミットの「持続可能な開発に関する共同声明」において、三カ国の環境大臣にこれら 10 分野について共同行動計画を作成し、2010 年の TEMM12 で採択するよう勧奨した。これを受けて、三カ国の環境大臣は 2010 年 5 月 22 日に北海道で開催された TEMM12 で、本行動計画を採択した。本行動計画は、第 3 回日中韓サミットへ報告され、承認される予定である。

2. ビジョンとスコープ

4. 三カ国の環境大臣は、
 - ・ 2008 年 12 月の第 1 回日中韓サミットの「三国間パートナーシップに関する共同声明」及び「日中韓行動計画」並びに 2009 年 10 月の第 2 回日中韓サミットの「持続可能な開発に関する共同声明」における三カ国の首脳のコミットメントを踏まえ、
 - ・ 北東アジアは一つの環境共同体であるとの理解を共有し、
 - ・ 取組が世界レベル、地域レベル及び各国レベルの共通の課題とチャンスであることを三カ国が認識した上で、環境保護が三カ国の経済成長政策へ主流化されるために努力し、
 - ・ 開放性、透明性、相互の信頼、共益及び多様な文化の尊重という原則の下に、環境分野で三カ国の相互協力を強化する必要性を強調し
 - ・ 環境保護のための三カ国の協力は、北東アジアの環境問題を解決する重要な鍵であり、ASEAN+3、東アジア首脳会議（EAS）などのさらに広範な地域協力の枠組みを補完し、これら枠組みの相乗作用を高め、一層の進展を加速させるものであるとの共通認識を持ち、

- ・ 2010～2014 年の日中韓環境協力の優先分野である以下の 10 分野について、本行動計画を定めるものである。
 - ①環境教育、環境意識及び公衆の参加
 - ②気候変動
 - ③生物多様性保全
 - ④黄砂
 - ⑤汚染管理
 - ⑥環境にやさしい社会／3R／循環型社会
 - ⑦電気電子機器廃棄物（E-waste）の越境移動
 - ⑧化学物質の適正な管理
 - ⑨北東アジアの環境ガバナンス
 - ⑩環境産業及び環境技術

5. 本行動計画は、上記 10 分野での協力活動の具体的な計画を提示するものであり、第 2 章に各分野での三ヵ国協力の行動計画を示す。

3. 戦略的アプローチ

6. 上記の 10 分野での三ヵ国の環境協力は、分野・課題の特徴及び歴史的経緯に応じて、(i) 情報収集・共有型の活動、(ii) 研究指向型の活動、(iii) 行動指向型の活動の 3 アプローチのいずれか、又は複数の組合せにより実施される。
7. これまでに協力が十分深化している分野については、行動指向型のアプローチに重点が置かれる。新たに協力を開始する分野については、当初は情報収集・共有型及び／又は研究指向型のアプローチに重点を置き、その後成果を踏まえ、行動指向型アプローチに移行する。

4. 実施のアレンジメント

8. 三ヵ国の環境大臣は、TEMM 大臣会合の機会等を通じて、行動計画全体の進捗状況・達成状況を監督し、指示を与える。
9. 三ヵ国の担当局長は、TEMM 局長級会合の機会等を通じて、個別の活動の進捗状況・達成状況を定期的にレビューし、TEMM 大臣会合に報告する。
10. TEMM 局長級会合の下に、3 ヲ国の環境省の TEMM 担当課室長から構成される TEMM 事務レベル会合を設置し、3 ヲ国協力に係る日常的な連絡及び業務を統括する。
11. 今後の協力の進捗を踏まえ、本行動計画は必要に応じ見直され、更新されるものとする。
12. 本行動計画は TEMM フォーカルポイントと協力して実施機関によって共同で実施される。
13. 実施に必要な資源は、各国の状況を踏まえつつ、三ヵ国共同により提供される。
14. TEMM ウェブサイトは TEMM の活動の情報発信手段として引き続き運用される。

第2章 2010—2014年の協力優先分野の行動計画

1. 環境教育、環境意識及び公衆の参加

(目的)

15. 三カ国は、環境問題に係る域内協力及び国内対策の基盤として、環境教育、環境意識の向上及び公衆の参加の促進に係る協力を進めるとともに、三カ国は共通する環境の中で問題を共有しているため、環境共同体意識を涵養し、協働して環境問題に取り組まなければならない。

(行動)

16. 三カ国は、三カ国共同の環境教育読本の作成に向けて 2010 年から共同作業を開始する。三カ国は、日本で開催された三カ国の環境青年グループのネットワーク構築に向けた 2009 年会合の成果を評価し、毎年持ち回りで会合を開催する。三カ国は、日中韓環境教育ネットワーク (TEEN) や三カ国の職員研修を含む協力を引き続き推進する。

2. 気候変動

(目的)

17. 三カ国は、気候変動に関する国際連合気候変動枠組条約 (UNFCCC) 及び京都議定書の目的と原則、とりわけ、共通だが差異ある責任の原則についての約束をあらためて確認し、UNFCCC 及び京都議定書の完全かつ実効性のある、持続的な実施を促進するため、共同で取り組んでいく。

(行動)

18. 三カ国は、COP15/CMP5 の成果を歓迎し、2010 年末のカンクンでの COP16/CMP6 における肯定的な成果に向けて建設的に行動すること合意する。

19. 公平性と持続可能な開発を基本に、地球規模の気温上昇は 2 度未満にすべきという科学的な見解を認識しつつ、三カ国は、気候変動の緩和と適応のための政策と活動に関する情報交換の促進のために協調して行動し、知見と好事例を共有し、気候変動に配慮した技術の共同開発及び移転を促進し、費用対効果の高い、プロジェクトベースの、そして相互便益のある温室効果ガス排出削減に貢献する協力活動を促進し、その協力活動の効果を適切な方法で評価する。

20. 三カ国は、適切な時はいつでも既存の国際ネットワークを活用しながら、各国のコベネフィットアプローチ、すなわち、気候変動及び環境問題の双方に対応することを目的としたアプローチについて、その政策と経験に係る情報交換を 2010 年より開始する。

21. 三カ国は、グリーン成長及び低炭素社会の実現に向けて努力をし、各国の国内状況に基づき、例えば、(1)2010 年に中国により開催されるグリーン経済政策セミナーや、(2)グリーン成長及び低炭素社会に関する共同研究を開始することなど、グリーンかつ低炭素な発展を推進する。

3. 生物多様性保全

(目的)

22. 三ヵ国は、北東アジアにおいても都市化や人口の増加や減少・高齢化などによる多様な原因により生態系が重大な影響を受けていることを認識し、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するための取組を強化する。

(行動)

23. 三ヵ国は、2010年10月に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議(CBD/COP10)の成功に向けて協力し、2012年に済州島で開催される第5回IUCN世界自然保護会議を支持し、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた世界の取組をリードする。

24. 三ヵ国は、SATOYAMA イニシアティブ、アジア太平洋地域生物多様性観測ネットワーク(AP-BON)、東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ(ESABII)等の国際的又は地域的なフォーラムで連携してイニシアティブをとるとともに、これらのフォーラムを活用しつつ、生物多様性保全の分野全体での協力を深化させる。また、これらのアプローチを通じて、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた共同研究など、三ヵ国の共同活動を形成・促進する。

4. 黄砂

(目的)

25. 三ヵ国は、北東アジア地域における黄砂対策に関する地域協力を推進するため、黄砂のモニタリングネットワーク及び早期警報システムの構築及び発生源対策等に係る協力を実施する。

(行動)

26. 三ヵ国は2008年に開始した黄砂共同研究を引き続き推進し、データと知見の共有を深化させる。具体的には、モニタリングネットワーク及び早期警報システムの構築のため、特定黄砂事例に係る観測データの共有と黄砂予測モデルの精度向上に関する共同研究、並びに、発生源対策として、砂漠化進行地域における生態系被害回復に係る成功要因の解析等に関する取組を共同で推進する。

5. 汚染管理

(目的)

27. 三ヵ国は地域の大气汚染等を防止し、水及び海洋環境を保全する。

(行動)

28. 三ヵ国は、「北西太平洋地域海行動計画」(NOWPAP)の下での「海洋ゴミに関する地域行動計画」(RAP MALI)の活動を促進するために、もう一つの加盟国も巻き込みながら緊密に協力すること、特に、海洋ゴミを管理するとの考えにより、意識向上並びに、海洋ゴミの発生源管理に関する地域の全ての国による海洋ゴミ発生メカニズムの解明に係る科学的知見共有のための研究協力の促進のための会合と活動の強化のために協力する。

29. 三ヵ国は、オゾン汚染メカニズムの解明や共通理解の形成に資するよう、ワークショップを開催するとともに、具体的な研究協力の実施に係る議論を2010年に開始する。

30 三カ国は、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）、アジア水環境パートナーシップ、アジア EST（環境的に持続可能な交通）地域フォーラム、東アジア非意図的生成残留性有機汚染物質（POPs）削減ワークショップ等、汚染管理に係るアジア地域のフォーラムで連携してイニシアティブを発揮するとともに、これらのフォーラムを活用しつつ、情報を共有化し、三カ国の環境の保全・改善を図る。

6. 環境にやさしい社会／3R／循環型社会

（目的）

31. 三カ国は、環境にやさしい社会／3R／循環型社会の形成に向けて、政策形成及び技術協力に関する協力を強化する。

（行動）

32. 三カ国は、循環型社会／循環経済／3Rに係る三カ国セミナーによる政策協議や、日中韓 3R 情報共有システムの構築を引き続き推進し、3R のベスト・プラクティスや知見を共有する。

7. 電気電子機器廃棄物の越境移動

（目的）

33. 三カ国は、電気電子機器廃棄物（E-waste）の不法輸出入を防止し、環境上適正な管理を推進することにより、人の健康を保護し環境を保全する。

（行動）

34. バーゼル条約アジア太平洋調整センターなどの既存の地域組織や、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク、バーゼル条約に基づくアジア太平洋地域における E-waste の環境上適正な管理に関するパートナーシップを含むアジア地域における既存の取組について、三カ国は連携してイニシアティブをとる。また、平素からの行政官同士の密な連絡や情報の共有に加え、E-waste の不法輸出入防止や管理に関する情報交換、専門家の交流を通し、三カ国は E-waste 管理に係る協力を推進する。

8. 化学物質の適正な管理

（目的）

35. 三カ国は、化学物質管理に関する政策や規制に関する情報交換を推進し、各国における化学物質管理制度の適切な運用により、化学物質による環境汚染に起因する、人体や生態系に対する深刻な悪影響を未然に防止する。

（行動）

36. 三カ国は、化学物質管理に関する政策対話を引き続き開催し、化学物質管理政策に関する最新動向について情報・意見交換を引き続き行うとともに、優良試験所基準（GLP）、化学物質の試験方法及びリスクアセスメント分野等における協力強化を推進する。

9. 北東アジアの環境ガバナンス

(目的)

37. 三カ国は、北東アジア地域における環境ガバナンス（環境管理の能力・仕組み）の強化に向けて、三カ国の政府及び関連するステークホルダーの協力のあり方の長期ビジョンを策定する。

(行動)

38. 三カ国は、専門家グループの設立と三カ国の経済関係の進展に伴う環境影響の評価についての共同研究を含めた北東アジアの環境ガバナンスに係る共同研究を 2010 年から開始する。

39. 韓国の国立環境研究院、中国の環境科学院及び日本の国立環境所は、毎年 3 所長会議の機会を活用して、環境研究能力を議論と共同ワークショップを通して拡大するために協力することが奨励される。

10. 環境産業及び環境技術

(目的)

40. 三カ国は、経済成長と両立する環境保護施策を発展させ、グリーン成長を実現するため、環境産業及び環境技術の研究開発を振興する。

(行動)

41. 三カ国は、環境産業円卓会議による専門家・研究者・行政担当者の交流を引き続き推進し、グリーン購入・環境ラベル・環境管理・環境技術に係る知見の共有を進める。三カ国は、環境技術の実証に関する情報交換を進める。

2010年5月23日 北海道にて

日本 環境大臣

小沢 鋭仁

大韓民国 環境部長官

李 萬儀

中華人民共和国 環境保護部長

周 生賢

第 12 回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM 12）

2010 年 5 月 22-23 日 日本・北海道

共同コミュニケ（仮訳）

前文

1. 2010 年 5 月 22 日～23 日に、小沢鋭仁日本国環境大臣の招待により、李萬儀大韓民国環境部長官と周生賢中華人民共和国環境保護部長は北海道を訪れ、第 12 回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM12）を開催した。

三カ国共同行動計画

2. 三大臣は、北東アジア地域の環境協力の推進及び持続可能な開発の達成において TEMM が極めて重要であることを確認し、これまで TEMM の下で、日中韓環境教育ネットワーク（TEEN）、循環経済／3R／循環型社会セミナー、黄砂に関する共同研究、環境産業等、重要な進展がなされてきたことを認識した。
3. 三大臣は、2009 年 10 月に中国の北京で開催された日中韓サミットの「持続可能な開発に関する共同声明」における三カ国の首脳のコミットメントを踏まえ、以下の 10 分野について、3カ国における 2010 年からの目標と共同行動を示した、「環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画」を採択した。
 - ・ 環境教育、環境意識及び公衆の参加
 - ・ 気候変動
 - ・ 生物多様性保全
 - ・ 黄砂
 - ・ 汚染管理
 - ・ 環境にやさしい社会／3R／循環型社会
 - ・ 電気電子機器廃棄物（E-waste）の越境移動
 - ・ 化学物質の適正な管理
 - ・ 北東アジアの環境ガバナンス
 - ・ 環境産業及び環境技術
4. 三大臣は、共同行動計画に示されたビジョンとスコープ、戦略的アプローチ及び実施取り決めに従って、本計画に示された目標の達成に向け、合意された活動を着実に実施し

ていくコミットメントを確認した。また、TEMMの下、行動計画全体の進捗状況・達成状況を監督し、指示を与えることに合意した。

日中韓における環境政策の進展

5. 三大臣は、TEMM11以降の各国における環境政策の進展について見解を共有した。三大臣は、日本の「国内の温暖化対策と環境と経済の統合に向けた取組の進展」、中国の「環境保護の取組の2009年における達成と2010年の重要問題」、「経済発展パターンの変更の加速と環境保護に向けた中国の新たな道の探求」、韓国の「Green Koreaに向けた2010年の政策の方向性」についてそれぞれ発表を行った。三大臣は、これら各国の取組は、いずれも明確に環境対策を経済と社会の発展に統合していくという重要な方向に合致しており、北東アジア・地球規模の環境問題の解決に向けた牽引力となるとの認識で一致した。

地球規模の課題に対する環境協力

【気候変動】

6. 三カ国は、気候変動に関する国際連合気候変動枠組条約（UNFCCC）及び京都議定書の目的と原則、とりわけ、共通だが差異ある責任の原則についての約束をあらためて確認し、UNFCCC及び京都議定書の完全かつ実効性のある、持続的な実施を促進するため、共同で取り組んでいく。
7. 三カ国は、COP15/CMP5の成果を歓迎し、2010年末のカンクンでのCOP16/CMP6における肯定的な成果に向けて建設的に行動すること合意する。
8. 公平性と持続可能な開発を基本に、地球規模の気温上昇は2度未満にすべきという科学的な見解を認識しつつ、三カ国は、気候変動の緩和と適応のための政策と活動に関する情報交換の促進のために協調して行動し、知見と好事例を共有し、気候変動に配慮した技術の共同開発及び移転を促進し、費用対効果の高い、プロジェクトベースの、そして相互便益のある温室効果ガス排出削減に貢献する協力活動を促進し、その協力活動の効果を適切な方法で評価する。
9. 三カ国は、適切な時はいつでも既存の国際ネットワークを活用しながら、各国のコベネフィットアプローチ、すなわち、気候変動及び環境問題の双方に対応することを目的としたアプローチについて、その政策と経験に係る情報交換を2010年より開始する。
10. 三カ国は、グリーン成長及び低炭素社会の実現に向けて努力をし、各国の国内状況に基づき、例えば、(1)2010年に中国により開催されるグリーン経済政策セミナーや、(2)グ

リーン成長及び低炭素社会に関する共同研究を開始することなど、グリーンかつ低炭素な発展を推進する。

【生物多様性】

11. 三大臣は、2010年10月に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（CBD/COP10）の成功に向けて協力するとともに2012年に濟州島で開催される第5回IUCN世界自然保護会議を支持することを確認した。三大臣は、生物多様性の現況と将来の動向に関する科学的情報を政策決定プロセスに活かすことが重要であるとの認識で一致した。このため、三大臣は、生物多様性に関する科学と政策の間を取り持つ地球規模の仕組みが重要であると認識した。三大臣は、UNEP/韓国が6月に釜山で生物多様性と生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム（IPBES）第3回会合を開催することに注目し、その成果を期待した。そして、三か国は、当該会合に積極的に参加するため、それぞれ代表団を派遣する予定である。三大臣は、SATOYAMAイニシアティブ、東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ（ESABII）等の国際的・地域的なフォーラムにおける協調的なイニシアティブを通じ、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する共同研究など、三か国の共同活動を形成・促進し、これらのフォーラムを活用し生物多様性保全の分野での協力を深化させることを確認した。

地域の課題に対する環境協力

【環境と経済の統合】

12. 三大臣は、環境保全の視点を社会・経済活動に織り込むことが、潜在的な需要の顕在化、競争力の強化、持続的発展の基盤整備を通じて21世紀型の経済成長の実現に貢献するとの共通認識を確認した。三か国は、2010年に中国で「グリーン経済政策」セミナーを開催し、グリーン成長・低炭素社会に係る共同研究を開始するなど、各国の状況に応じつつ、グリーン成長と低炭素社会の実現に向けて協力していくことを確認した。

【黄砂】

13. 三大臣は、本地域の黄砂が優先度の高い共通の課題となっていることから、その防止及び対処の取組を一層推進する必要性を強調した。また、三大臣は、2010年3月13日に日本の札幌で開催された日中韓三か国黄砂局長会議の努力を評価し、黄砂のモニタリング及び早期警報ネットワークの確立並びに発生源対策の推進に向けて、協力を強化していくことを確認した。三大臣は、発生源対策について、その重要性を認識し、三か国の参加のもと、発生源対策に関する作業部会が中国で開催されることを歓迎し、そのために必要な協力を進める意思を確認した。さらに、三大臣は、これらの共同の取組を一層推進する上で、関連データの提供・共有、予測モデルに関する専門家の参加の重要性等

を確認し、モニタリングと予測モデルに関する作業部会が韓国で開催されることを歓迎した。

【汚染管理】

14. 三大臣は、本地域の大気汚染を防止し、水及び海洋環境を保全するための適切な方策を一層推進する必要性を強調した。光化学オキシダント、水環境及び海洋環境に関する早期警報、汚染防止・管理に関する関連の共同科学研究が奨励される。
15. 大気汚染：三大臣は、光化学オキシダントに関する発生源対策の重要性を認識するとともに、本年中国で開催される三カ国ワークショップを通じ、具体的な共同研究へと協力を発展させていくことに合意した。また、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）の将来の発展と基盤強化に向けて、第12回政府間会合が本年11月に日本の新潟で開催されることを歓迎した。
16. 海洋ゴミ：三大臣は、「海洋ゴミに関する地域行動計画」（RAP MALI）の進捗及び海岸清掃活動を含む「北西太平洋地域海行動計画」（NOWPAP）の枠組み内での三カ国共同の努力を評価し、RAP MALI の活動を促進するために、もう一つの加盟国も巻き込みながら、緊密に協力すること、特に、意識向上及び、海洋ゴミの発生源管理に関する地域の全ての国による海洋ゴミ発生メカニズムの解明に係る科学的知見共有のための研究協力促進のための会合や活動推進のために協力することを合意した。三大臣は、海洋ゴミの解決のためには、各国における陸域・沿岸域での廃棄物および関連物の適正な管理が大きな役割を果たすことに留意した。三大臣は廃棄物及び関連物の適正な管理を含む、海洋ゴミの流失防止のための確固とした施策を各国が強化するとの観点から、前述の共同の努力の必要性を認識した。

【電気電子機器廃棄物（E-waste）の越境移動】

17. 三大臣は、E-waste の越境移動により引き起こされる環境汚染に留意した。三大臣は、特に、E-waste の管理、特に違法 E-waste の越境移動の禁止と規制、について協力する意欲を示した。三大臣は、①E-waste 管理と地域の政策協調を強化するための三カ国間の協力メカニズムの構築、②情報交換を促進するための各国窓口の設置、③キャパシティービルディング、専門家の交換及び研修に関する協力の推進の可能性を探ることに合意した。

【化学物質の適正な管理】

18. 三大臣は、化学物質管理に関する対話と協力の進展を奨励した。三大臣は、化学物質管理と政策情報交換に関する一層の協力のため継続的に取り組むことを推奨した。

【環境教育、環境意識及び公衆の参加】

19. 三大臣は、環境教育、環境意識の向上及び公衆の参加の推進を高く評価した。三大臣は、担当官の環境訓練、三カ国環境教育ネットワーク（TEEN）の発展及びその活動を含む三カ国間の10年間の共同環境教育活動の大きな達成に感謝した。三大臣は、中国によって作成された環境教育読本を参照しつつ、環境教育読本を2010年から作成するため

に、また、各国で開発した教材に係る情報交換を促進するために協働することを合意した。

TEMM のアウトリーチ

20. 三大臣は、環境分野で東アジア地域の諸国の相互協力を強化する必要性について合意した。三大臣は、東アジア共同体構想及びアジア一体化プロセスに留意し、その中で環境は一つの鍵となる要素であることを認識し、TEMM は、東アジア首脳会議 (EAS)、ASEAN+3 等の東アジアにおける地域協力を進める上で、重要な役割を果たすべきであることを強調した。三大臣は、東アジア低炭素共同体及びグリーンアジアのようなさまざまなイニシアティブや取組の相乗効果を達成するために取り組むことで、一致した。三大臣は、韓国のムジュにおいて 2010 年 7 月 5-9 日に開催される第六回環境と開発に関する閣僚級会議の UNESCAP 準備会合のようなイベントを通じて三カ国のグリーン成長の取組を広げるために協力する。

TEMM13

21. 三大臣は、次回の TEMM13 が韓国で開催されることを決定した。日時及び開催地は主催国が提案し、その後、中国と日本が追認する。

22. 三大臣は、三カ国から学生とビジネスの代表を招き、その知識と経験を TEMM に貢献させることについて合意した。

おわりに

23. 三大臣は、本年の会合が実りある成果を収めたことに満足の意を表した。李萬儀長官と周生賢部長は、小沢鋭仁大臣及び開催国日本と、北海道、千歳市、苫小牧市の支援に対して感謝の意を示した。

2010年5月23日 北海道

小沢鋭仁

環境大臣

日本

李萬儀

環境部長官

大韓民国

周生賢

環境保護部長

中華人民共和國